

入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号、以下「規則」という。）第91条の規定に基づき公告する。

令和 8年 6月 4日

篠栗町長 三 浦 正
(公印省略)

1 入札対象案件

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 工 事 名 | 部木原幹線道路改良工事 |
| (2) 工 種 | 舗装 |
| (3) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和8年9月30日（水）まで |
| (4) 工事場所 | 篠栗町和田五丁目地内 |
| (5) 入札保証金 | 免除 |
| (6) 予定価格 | 4, 203, 000円（税抜き） |
| (7) 最低制限価格 | 3, 748, 000円（税抜き） |
| (8) 契約保証金 | 要（減免規定あり） |

2 入札に参加する者に必要な要件

公告日の前日において、現在有効な規則第92条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（工事／舗装）に登録されている者で、次の要件全てを満たしていること。

- (1) 公告日を基準として過去2年間に、元請として公共機関発注の道路維持補修工事又は舗装工事を1件以上完成・引渡しした実績を有すること。なお、当該実績は以下のいずれを満たすものとする。
・舗装施工面積300㎡以上 ・請負金額3,000千円以上
実績は、国又は地方公共団体から発行された件名、工期、契約金額等が記載された「履行証明書」「完成承認通知書」等、又はコリンズ（竣工登録内容が確認できるもの）を「5 入札参加申請書」の提出時に、一緒に提出すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更正手続開始又は再生計画認可の決定がなされている場合はこの限りではない。
- (4) 本町から篠栗町指名停止等措置要綱（平成19年要綱第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 篠栗町暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員であるものに関与していないこと。

3 仕様書等の配布

仕様書等については、篠栗町入札情報公開システムからダウンロードすること。

※篠栗町入札情報公開システムへのアクセス方法
町公式ホームページ「企業・事業者」>「入札・契約」>「入札・契約情報（関係様式含む）」>
「一般競争入札公告」>「入札情報公開システム（外部サイトへ）」
<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0660068006000640>

4 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法 質問がある場合には、入札質疑受付フォームを提出すること。
※フォームは、本町公式ホームページからダウンロードすること。

※町公式ホームページ

「企業・事業者」>「入札・契約」>「入札・契約情報（関係様式含む）」>「様式ダウンロード等（入札）」>「入札質疑受付フォーム」

https://www.town.sasaguri.fukuoka.jp/soshiki/zaisei/1/5_1/5998.html

- (2) 提出期限 令和8年6月11日（木） 17時00分
- (3) 提出先 篠栗町財政課契約係
e-mail keiyaku@town.sasaguri.lg.jp
- (4) 回答方法 質疑に対する回答は、以下の期日までに、篠栗町入札情報公開システムに掲載する。
令和8年6月15日（月） 17時00分

5 入札参加申請書の提出

※入札に参加を希望する者は、電子入札システムで入札参加申請書を提出すること。

※入札参加申請書の様式は、本町公式ホームページからダウンロードすること。

※入札参加申請書を提出していない者は入札書の提出に進めないで注意すること。

※篠栗町電子入札システムへのアクセス方法

町公式ホームページ「企業・事業者」>「入札・契約」>「電子契約・電子入札」>「電子入札・情報公開システムポータル」>「電子入札システム（外部サイトへ）」

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0660068006000640>

- ・提出期限 令和8年6月16日（火） 17時00分

6 入札書提出締切及び開札の日時

- (1) 入札書提出締切の日時 令和8年6月23日（火） 17時00分
- (2) 開札の日時 令和8年6月24日（水） 10時10分

7 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
- (2) 案件内容に非課税項目がある場合、含んだ額を入札金額とすること。契約金額は（入札金額－非課税金額）×1.1＋非課税金額とする。
- (3) 当該入札に係る契約の消費税等額について、税法の改正による税率の変更に伴い、変更後の税率が適用される契約案件は、変更後の税率により課されることとなる消費税等額分における契約金額の変更を行う。

8 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (2) 電話、電報等による入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

9 その他

本入札の取り扱いについては、この公告によるもののほか、規則その他の法令及び篠栗町競争入札心得書の定めるところによるものとする。

10 問い合わせ先

篠栗町財政課契約係

電話 092-947-1149（直通）

FAX 092-947-7977

e-mail keiyaku@town.sasaguri.lg.jp